令和８年５月　教育委員会定例会　会議録

１　開催年月日　令和８年５月12日（火）
２　開催場所　　神奈川県庁東庁舎９階教育委員会会議室
３　開会時刻　　９時30分
４　閉会時刻　　12時03分

５　出席した教育長及び委員

花田　忠雄	教育長
下城　一	委員（第一教育長職務代理者）
吉田　勝明	委員（第二教育長職務代理者）
笠原　陽子	委員
佐藤　麻子	委員
常陸　佐矢佳	委員

６　出席職員

教育局長	篠田　寛
県立高校改革担当局長	田村　暢
副局長	三杉　正篤
教育参事監（働き方改革担当）	濱田　啓太郎
教育参事監（学校教育担当）	渡貫　由季子
総務室長	飯田　馨
行政部長	鈴木　鎮夫
指導部長	大東　洋樹
支援部長	八矢　信宏
企画調整担当課長	星　　孝樹
管理担当課長	松田　剛志
行政課長	髙橋　慶吏
教職員企画課長	常山　敦司
高校教育課長	及川　博伸
保健体育課長	瀬尾　一幸
子ども教育支援課長	本間　隆司
学校支援課長	粟野　成広

７　提出議題　　次葉のとおり

教育委員会５月定例会　会議日程

日時　令和８年５月12日（火）９時30分から
場所　神奈川県庁東庁舎９階　教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

１　議事

日程第１

定教第13号議案	神奈川県産業教育審議会委員の委嘱等について
定教第14号議案	令和８年第２回県議会定例会への提案に係る意見の申出について
定教第15号議案	人事案件について
定教第16号議案	人事案件について
定教第17号議案	人事案件について
定教第18号議案	人事案件について
定教第19号議案	人事案件について
定教第20号議案	人事案件について

２　協議・報告事項

報告１	令和７年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について
報告２	令和７年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査の結果等について

教育委員会５月定例会　会議録

教育長　　ただいまから教育委員会５月定例会を開会いたします。
本会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定める定足数に達しており、有効に成立をしています。
なお、本日、吉田委員につきましては、会議規則に基づくオンライン出席となっております。
本日の会議録署名委員でありますけれども、吉田委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

吉田委員　　（了解）

教育長　　本日の議題といたしましては、日程第１として、「神奈川県産業教育審議会委員の委嘱等について」、ほか７件の付議案件があります。また、協議・報告事項として、「令和７年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について」、ほか１件の報告があります。
お諮りをいたします。本日の日程のうち、日程第１の定教第13号議案及び定教第15号議案から定教第20号議案の各議案は人事に関する案件です。また、定教第14号議案は知事への申出に関する案件です。よって、地教行法及び会議規則の関係規定に基づきまして、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員　　異議なし。

教育長　　ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。
それでは会議規則の関係規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員　　でははじめに、進行の関係から協議・報告事項の報告１に入ります。

報告１　　令和７年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について
説明者　　髙橋行政課長

行政課長　　では、ファイル09をお開きください。「令和７年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について」ご報告いたします。

1/19ページをご覧ください。はじめに「Ⅰ　調査の概要」「１　調査の目的」です。県立学校におけるセクハラ防止に向けて、教職員及び生徒のセクシュアル・ハラスメントに関する理解を深めるとともに、セクハラの実態を把握し、被害に対応するものです。「２　調査対象等」、「３　調査対象期間」、「４　調査方法」については、資料記載のとおりです。

2/19ページをご覧ください。「Ⅱ　調査の結果」の概要について、説明いたします。まず、「１　生徒を対象とした調査」「（１）被害状況」です。「①被害の内訳」は、回答数221件のうち、「自分自身が被害を受けた」は100件、「他の生徒が被害を受けた」は73件、「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいたり、困っていたりすることがある」は48件でした。「②『自分自身が被害を受けた』の行為者及び被害内容」は、「行為者」が「先生」と回答した人数が33人、「生徒」と回答した人数が66人、「その他」が１人でした。具体的被害内容ですが、被害内容の延べ件数は132件で、前回調査より４件減少しております。「必要もないのに体を触られた」が39件と依然多く、今年度も被害内容として最多となっております。また、「性的なからかいや冗談などを言われた」が昨年度より大きく減少したものの、「着替え中に部屋に入ってきた」が８件増加しております。表の下から３段目にある『女（男）にはまかせられない』『男（女）らしくない』など性別により決めつけられた」は前年度調査の９件から１件と減少しており、性差に対する特定の価値観が改善されてきていると考えています。行為者として「その他」で１件となっていますが、こちらは表の枠外に記載のとおり、行為者は施設管理業者で、室内プールのブレーカーが落ちたため、防災センターの職員が復旧作業のために無人と判断した更衣室に入室した際、着替えの終わった女子生徒と遭遇してしまったという案件です。

3/19ページをご覧ください。「（２）被害の回答に対する当該校の調査結果」ですが、回答221件のすべてについて、県教育委員会から当該校の校長に回答内容を速やかに連絡し、調査及び対応を依頼したところ、「①先生を行為者とする被害の特定状況」に記載のとおり回答件数82件中39件、27人を特定いたしました。続いて「②」ですが、これは行為が特定された教職員の属性を示したものです。最後の「Ⅲ　総括」で触れさせていただきます。「③当該校の対応」です。行為者である教職員が判明した場合は、校長が直接指導し、判明しなかった場合でも、教職員全体や学年集会等を活用して生徒に対する注意喚起を行うなどの措置を講じました。

次に、「２　教職員等を対象とした調査」です。この調査は、教職員が生徒に対して行ったセクハラについての自己申告と目撃情報になります。「（１）回答状況」については、県立学校165校中３校から、「他教職員からの目撃情報等」の回答が４件ありました。

4/19ページをご覧ください。「（２）セクハラ行為の内容」としては、「生徒との距離感の近さ」が２件、「不適切な発言」が２件でした。これについては、すべて行為が特定できましたので、校長が当該教職員に対する指導等の措置を講じました。

なお、調査結果の詳細は、5/19ページから10/19ページまでの別紙に記載しております。

4/19ページを再びご覧ください。調査結果を踏まえた「Ⅲ　総括」です。回答数が令和６年度調査と比較して16件増加しており、その中で「自分自身が被害を受けた」

とする回答が９件増、「学校生活外の悩み」とする回答が15件増とそれぞれ増加しています。また、「自分自身が被害を受けた」とする案件の行為者は、「先生」が減少した一方で「生徒」は16件の増となりました。「自分自身が被害を受けた」の具体的な内容としては、「必要もないのに体を触られた」という回答が依然として多く、「性的なからかいや冗談などを言われた」は減少しています。「自分自身が被害を受けた」と回答した者のうち、性別についての属性は女子生徒の被害件数が昨年度から変化がない一方で、男子生徒の被害件数が増加しております。「先生を行為者とする被害」で特定された行為者の年代属性は、昨年と比べ、40代と60代以上が減少しているものの、60代以上が９人と最多であることは変わりませんでした。また、20代の教職員が令和６年度では０であったのに対し、令和７年度においては６人増加し、50代も同様に令和６年度では１件であったのに対し、令和７年度においては５件と増加しています。

最後に「Ⅳ　今後の対応」です。実態把握調査に対する回答数は、依然として減少しておらず、セクハラの未然防止に向けた一層の意識啓発が必要であると考えています。このため、セクハラを許さない学校風土づくり、人権教育の一層の推進に向けて、総合教育センターで実施する研修等や今回の調査結果及び調査結果に基づく具体例などを示した「神奈川県教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料」を活用した校内研修等を行い、教職員のセクハラ未然防止に向けた意識啓発を引き続き行ってまいります。更に、ここには記載がございませんが、今回の調査で20代の教職員が６人に増加したことを受けて、総合教育センターで実施する初任者研修や１年経験者研修、４年経験者研修といった、20代の職員が受講者であることが多い研修等で、セクハラ防止に向けた意識啓発に一層取り組んでまいります。また、啓発資料等を活用して、「生命（いのち）の安全教育」の視点を踏まえつつ、セクハラ行為についての生徒の意識向上を図るとともに、被害を受けた場合の相談方法や相談窓口の周知等を行ってまいります。

報告は以上です。

下城委員　　それでは、ご質問がありましたら、お願いいたします。

常陸委員　　今、20代の数が増えて、そこに対しての初任者研修の充実ですとか、いろいろな施策を検討されているということなのですけれども、一方で60代以上が今回もかなり割合が多くて、この辺りは何か対策というのは考えられていますでしょうか。

行政課長　　まず、60代以上が多い要因ですが、これまでもセクハラ防止の研修を行ってきたところではあるのですが、いまだセクハラに関する認識が不十分な職員がベテラン層に一定数いるのではないかと考えているところです。この調査結果や「神奈川県教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料」を県立学校へ送付し、教職員全体へセクハラ未然防止に向けた意識啓発を行っていくことに加えて、「神奈川県教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料」の年代別に訴えのあった人数を掲載するなど、ベテラン教職員の意識啓発を図って、20年経験者研修や校内研修等の各種機会で、その研修の企画にも関わっていただきながら、セクハラ防止に係る周知啓発を行うなどの対策を講じ

ていきたいと思っています。また、各学校で毎月行っている不祥事防止研修の方で５月の研修テーマを「STOP!ザ・セクハラ／わいせつな行為」としておりまして、昨年度の研修資料では60代以上が半数近くを占めているということを強調した内容としております。他には、授業観察後のふりかえり面談などの場面で個別にセクハラに対する注意喚起を行うなどしていきたいと思っているところです。

常陸委員　　ありがとうございます。

下城委員　　他にいかがでしょうか。

佐藤委員　　被害状況の内容で、「その他」というのが一番多いのですけれども、その中で具体的な記載があるとしたら、何か類型化できて、次年度以降選択肢に入れるべきようなものがありましたでしょうか。

行政課長　　この「その他」なのですが、スカートをはいていた女子生徒が雑巾がけを嫌がったのだけれど雑巾がけをさせたとか、先生との話の中で二人だけの秘密だよと言われたとか、個別、類型化のなかなか難しいようなものが「その他」に入っておりますので、類型化するのは難しいとは思っているところです。

佐藤委員　　分かりました。
今、教職員が、必要もないのにスマホで写真を撮ったりすることは禁じられていると思うのですけれども、写真を撮られたみたいなことはあまりなかったですか。

行政課長　　「その他」の中では、具体的にはないかと思いますが。

佐藤委員　　分かりました。ありがとうございます。

下城委員　　それについて、時代が今そういう時代に変わってきているというか、変わったばかりということがあるので、生徒さんも含めて、生徒さんも自覚がないとクレームがあがってこないということがあるではないですか。だから生徒さんも含めて、今の時代はそんなに簡単に撮らせてはいけないのだということを学校全体に、生徒と教員と両方に周知する必要があるように思うのですけどいかがですか。

行政課長　　今回、不祥事防止で、前回の教育委員会でお話させていただいた盗撮防止の探知機を導入することを行っております。こちらは教職員に向けても、抑止効果を期待しているのですが、生徒に対しても、生徒同士の撮影などの問題がございますので、そういったところの抑止効果もあると思います。こういった我々の不祥事防止の取組が、そうした生徒たちの抑止にもつながっていくことを期待しているところです。

下城委員　　そうですね。よろしくお願いします。
他にいかがでしょうか。

笠原委員　　「学校生活外の悩み」というのが、昨年度に比べて15件増えているということで、この辺りというのは、何か具体的な内容とか状況というのを把握できるアンケートになっているのですか。

行政課長　　回答した生徒が特定できる場合は、生徒本人に聞き取りを行って、必要な対応、支援を行っているところです。外部機関の警察や児童相談所などと連携しています。また、養護教諭、スクールカウンセラーとも連携しております。特定できない場合でも、校内で情報共有して生徒の見守りというところを注意して、生徒に対して注意喚起や相談窓口の案内はしているので、そういったところで対応できればと思っています。

笠原委員　　こういうアンケートを通して、学校生活外で悩みがあるのだということが、数字として把握できたというところが、まず一歩目だと思うのです。そのことに対して、名前が分かれば次の手立てが取れるけれども、なかなか名前までは分からないとなると、やはり一般的な対応でしかないのかもしれないのですけど、生徒が、今の状況をこういう形で自分なりに表現というか、外に出してきているという、この点をやはりきちんととらえていく必要がある。それが、未然防止とか早期発見とかというところにつながっていく。つまり、悩みというのが、セクハラではないのかもしれないけれども、今、自分自身のことを振り返ると、こういうところで訴えているというところも考えられなくもないので、学校外だから別ということではなくて、今、課長がおっしゃったように、特定できない状況であったとしても、そういう生徒がいることを前提にした対応を是非していただきたいということが一点です。

それから二点目が、行為者として先生が特定された場合の校長先生の指導で、具体的にその先生はどのような反応をされたかというのは報告にあがってきていますか。

行政課長　　指導は、校長等の管理職から、まずは周囲の教職員から情報を収集した上で、事案を特定して、個別にその教員から聞き取って厳重注意、注意喚起という流れで行っています。その際、そのような行為を行ってしまった理由を聞いて、反省点や今後の改善点などというところをよく確認して、再発防止を打っていただいているところです。具体的にここで、今、手元にないですけれども、そういった中で、ただ指導したということではなくて、その先生と向き合って、今後、どうしていくか、その学校内でもどうしていくかというところを議論すればいいのかなとは思っているところです。

笠原委員　　何かその先生の意識が、今、ご自身としてはそういう意識がなかったというケースもあるわけではないですか。けれども、世の中的に言えば、もうそれはそうではないのだということを、理解をしていくということは、大事なきっかけになってくるので、校長先生が指導して、指導したことで終わりではなくて、あくまでも指導は通過点なのであって、そこでその先生がどういう反応をしたかということが、次の対応の手がかりにもなってくると思うのです。そのため、是非機会があったら、その時の反

応というか、状況を確認しておく必要もあるかと思います。以上です。

下城委員　　他にいかがでしょうか。

常陸委員　　もう１点だけ、13/19ページのイラストなのですけれども、今回の調査で女子の被害は横ばいだったということなのですけど、男子の被害が増えている。しかし、この13/19ページのイラストを四つ、一番上の囲みの中にあるのですけれども、全て男性が加害者に見えるのですけれど。ここは恐らく男子生徒の方が増えてきたという背景には、こういったこともセクハラなのだということの認知が、もしかして少し広がってきたということも考えられますので、このイラストの半分など、バランスがあるかと思うのですけれども、被害者に男性、男子生徒も入れるというような配慮をいただけるといいかと思います。

行政課長　　対応してまいります。

下城委員　　他にいかがでしょうか。吉田委員、よろしいですか。

吉田委員　　私自身は学校医、産業医が、もう県立全部配置されているかと思います。先生同士のそういった悩みを産業医が少し把握するケースはあるのかと思ったことと、子どもたちに対してもいろいろな形でスクールカウンセラーが数多く関与しているかと思うのですけど、そういった人たちに相談件数があったのか、なかったのかなというようなことが少し気になったところです。そして、産業医がいる、あるいはスクールカウンセラーがそういった相談にも乗るよということも明示していれば、ある意味での抑止力にもつながるのかな、そのような印象を受けましたので発言させてもらいました。以上です。

下城委員　　私からも一言。20代が今年若干増加したというのが気になっていて、研修の機会はたくさんあったと思うので、にもかかわらず、ということは、危険なことが始まっていることの予兆である可能性、どちらかがサインを出しているという可能性が、もしかすると高いのかもしれないので、そこは要注意で、そういう案件に対して校長先生の指導が入るということですけど、慎重に詳細に指導される必要があるのではないかと感じましたので、よろしくお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。ご質問がなければ、報告は以上とさせていただきます。

次に、報告２に移ります。

報告２　　令和７年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査の結果等について

説明者　　栗野学校支援課長

学校支援課長　ファイル10をお開きください。報告２について、ご説明いたします。本件は、令和７年度に実施した、「学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査の結果等」について、ご報告するものでございます。

1/19ページをご覧ください。まず、「Ⅰ　県立学校における体罰等調査」でございます。「１　調査対象等」、「２　調査対象期間」、「３　調査方法」については、資料に記載のとおりでございます。なお、「１」の「（３）」に記載のとおり、対象となる体罰等は、学校生活全般における教職員等による体罰や不適切な指導であり、令和６年度の調査から、不適切な指導を、調査対象に追加しております。これは、教育委員会や議会等からのご意見を踏まえ、反映させていただいたものでございます。

「４　調査の結果」ですが、調査によって把握した体罰事案は１件、不適切な指導事案は17件でした。その下の表は、調査によって把握した事案の件数を、申告者別に記載しております。さらに、表の下にある四角囲みには、今回の調査で把握した体罰事案の事例を、また、今回の調査で把握した不適切な指導事案17件のうち、主な事例を記載しております。体罰の事例では、児童・生徒及び保護者からの申告で把握したものとして、授業中、机に伏せて寝ていた生徒に指導する際、当該生徒の腕を素手で２回叩き、大声で叱責した事案がございました。また、不適切な指導の事例では、ホームルーム中、スマートフォンを出している生徒が複数おり、注意したが指示に従わなかったため、クラス全体に「スマホかち割るぞ」と発言した事案などがございました。

2/19ページをご覧ください。次に、「Ⅱ　市町村立学校における体罰等調査」でございます。政令３市を除く県内すべての市町村教育委員会が、県の実施要項を参考に、各々の方法により体罰等の実態把握調査を実施いたしました。「１　調査対象等」、「２　調査対象期間」については、資料記載のとおりでございます。

「３　調査の結果」ですが、調査によって把握した体罰事案は３件、不適切な指導事案は77件でした。その下の表は、調査によって把握した事案の件数を、申告者別に記載してございます。さらに、表の下にある四角囲みには、今回の調査で把握した体罰事案３件のすべての事例を、また、今回の調査で把握した不適切な指導事案77件のうち、主な事例を記載してございます。体罰の事例では、児童・生徒及び保護者からの申告で把握したものとして、部活動の大会中に「調子に乗っているから、負けるんだ」「ふざけんな」と発言し、生徒の背中を叩いた事案などがございました。また、不適切な指導の事例では、授業中、課題を忘れてしまった生徒に対して「ボケナス」と発言した事案などがございました。

3/19ページをご覧ください。次に、「Ⅲ　令和７年度の体罰事案の状況」でございます。令和７年度の体罰事案は、前述の体罰等調査によって把握した事案４件を加え、11件でした。下の表をご覧ください。この表は、体罰の発生した場面を、「授業中」「部活動中」などに区分して、学校種ごとに体罰の件数を記載しております。また、カッコ内の数字は、体罰等調査によって把握した件数を内数として表記しております。「１　県立学校」の表の中ほど、合計欄の列をご覧ください。令和７年度は、「授業中」で３件、「特別活動中」で１件、「その他（昼休み・放課後等）」で１件の、合計５件の体罰がございました。

次に、「２　市町村立学校」の表の中ほど、合計欄の列をご覧ください。令和７年度は、「授業中」で１件、「部活動中」で３件、「その他（昼休み・放課後等）」で２件の、合計６件の体罰がございました。

「３」の総合計ですが、令和７年度の体罰は、県立学校と市町村立学校を合わせて、表の最下段の合計欄に記載のとおり、11件となり、そのうち、体罰等調査によって把握したものが４件ございます。

4/19ページをご覧ください。次に「Ⅳ　総括」でございます。「１　県立学校」について、体罰の総数は前年度の８件から５件に減少いたしました。場面別では、授業中における体罰は前年度の１件から３件に、特別活動中における体罰は前年度の０件から１件にそれぞれ増加、その他の場面における体罰は前年度と同じ１件、部活動中における体罰は前年度の６件から０件に減少いたしました。

次に、「２　市町村立学校」について、体罰の総数は、前年度の８件から６件に減少いたしました。場面別では、部活動中における体罰は前年度の２件から３件に増加、授業中における体罰は前年度と同じ１件、特別活動中における体罰は前年度と同じ０件、その他の場面における体罰は前年度の５件から２件に減少いたしました。

最後に、「Ⅴ　今後の対応」でございます。今後も体罰等の根絶に向けて、継続的に取組を進める必要があると考えております。各学校では、児童・生徒指導や部活動において、体罰等の未然防止のための環境整備や体罰防止リーフレットの活用、人権教育研修の実施等を行い、体罰等を許さない学校風土づくりに努めてまいります。また、令和７年度の体罰事案及び不適切な指導事案の事例について、各学校へフィードバックすることにより、教職員の意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

最後に、参考として、5/19ページから12/19ページにかけて、県立学校の調査書式、13/19ページ以降は、市町村立学校の調査書式等を添付しております。

報告は以上でございます。

下城委員　　では、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私の方から一つだけ。市町村立学校の体罰等の事例という、令和７年度というところで「ライトを目に当てた」というのがあるのですけれども、これ具体的な状況というのは分かりますか。ライトというのは懐中電灯のことなのですか。

子ども教育支援課長　　ライトは懐中電灯のことです。レーザーポインターのようなものではなく、懐中電灯の光を目に当てた、ということでした。

下城委員　　夕方か何か、部活動中の時。

子ども教育支援課長　　はい、暗がりの時です。

下城委員　　これ、レーザーポインターだったらもうえらいことで、傷害事件とか、特に目は絶対駄目ですし、多分、手を出すのではないからいいだろうくらいの意識だった。ご本人はそういうおつもりがあったのかもしれないですけど、これはやはり恫喝ですよね。だからこういう例があったのだというのは、周知する必要があると思います。だ

から「ライト（懐中電灯）」とか、「夕方、部活動中」とかという但し書きがあってもいいかと思ったということです。余計な方に大きく考えてしまいそうなので。

子ども教育支援課長　　はい、ありがとうございます。

下城委員　　他にいかがでしょうか。

笠原委員　　昨年度から不適切な指導というところで、項目立てをして、調査を行っていただいているわけですが、「児童・生徒及び保護者」の不適切な指導の件数は減っているのですけど、「教職員等」の件数は減っていないというところで、一部この不適切な指導に関しては、若干、言葉狩り的な側面もあるので、十分注意をしなくてはいけないというようなご指摘もあったかと思うのですけれども、実際に体罰と不適切な指導を拝見していると、先生方この程度だったらいいのかなという感覚が、やはり残っているという感じがします。アンガーマネジメントではないのですけど、怒りをどういうふうに分散させていくかという、子どもたちの目の前で起きている事案に対して、感情的になって、そこで出てくる言葉というのは、冷静でないがゆえに、こういう言葉を使ってしまうというのであるとするならば、その辺の、アンガーマネジメントまではいかないのでしょうけれども、実際に今、学校現場ではそういう形の、先生方に対する研修というのは、どの程度やられているのですか。かつては、かなり課題になって検討して、他から注目されたわけですけど、その後の状況はどうなのでしょうか。

学校支援課長　　具体的な研修の実績は、把握はしておりませんけれども、毎月、職員会議において、不祥事等の防止の研修を行っております。そこに、体罰のガイドラインであったりとか、リーフレットなどを活用しながら、その中に、アンガーマネジメント、怒りを抑える、冷静に対処するというようなものも織り込んでおりますので、そういったものを活用しながら粘り強く、先生方に意識啓発を図っていく必要があると思うので、引き続きそういった形で取り組んでいきたいと考えております。

笠原委員　　ありがとうございます。先ほどのセクハラの調査は、年代別の状況があるのですが、例えばこの不適切な指導のこういう発言をされている先生方というのは、大体年代別にどれくらいなのかというのは分からないですね。

学校支援課長　　不適切な指導に関しての年代別までは把握ができておりませんが、体罰に関しては昨年度もご指摘がありまして、こちらの方で確認をさせていただきました。体罰につきましては、県立学校で今回５件、昨年度ありましたが、70代の先生が一人、60代の先生が二人、50代が一人、20代が一人という状況でした。年代がやはりベテランの先生が多いという傾向でございます。

笠原委員　　今、おっしゃったように、先ほどのセクハラの結果と同じで、50代から60代と20代、今の課長のお話もあったように、70代、60代、50代と20代と、同じ傾向が出ていると考えると、年齢が高い方ばかりではなくて、予備軍という言い方は失礼なのでし

ょうけれども、そういう人たちを生み出さないためにも、１件ではあったとしても、お一人であったとしても、その年代のところのターゲットではないですけれども、確実に指導というか研修の場で呼びかけていく。セクハラだけではなくて、この辺の不適切な指導の部分での言葉の選択みたいなところは、被せていっていただけるとありがたいと思います。以上です。

下城委員　　他はいかがでしょうか。

常陸委員　　5/19ページからの調査のフォーマットでお聞きしたいのですけれども、こちらは不適切な指導も含めての体罰等の実態把握という認識でよろしいでしょうか。

学校支援課長　　はい。

常陸委員　　そうした時に、9/19ページと15/19ページに、被害状況をお聞きする質問がありますが、これ、主に身体的な被害と言いますか、骨折ですとか、捻挫ですとか、鼻血ですとか、髪を切られるですとか、こういったところがメインかと思うのですけれども、心理的に、例えば身体にダメージがなくても、心の面で恐怖心が学校に対して高まったですとか、不安感が高まったですとか、そういった心の被害状況というのは補足するのは、今、その他に具体的に書くというところだけになりますでしょうか。

学校支援課長　　不適切な指導というところについては、質問の14のところで人格を否定するような暴言とか、そういった物を投げつけるなどの行為を受けたことがある場合は具体的に、というところで取っているというところもございますので、あくまでも、今、委員がおっしゃったのは、質問12のところですよね。

常陸委員　　そうですね。はい、質問の12と、もう一つ、15/19ページにも出てきます。

子ども教育支援課長　　15/19ページの体罰の被害状況、「（５）」の質問でよろしいでしょうか。

常陸委員　　そうですね。はい。

子ども教育支援課長　　大きな質問の２番として、「質問１」で自分自身が体罰を受けたと答えた人に対して詳しく聞いている、ということになりまして、そこの体罰に該当するものが挙げられています。また、もう１ページめくっていただきまして、16/19ページのところ「質問６」保護者の皆様にとこれは書いてありますが、体罰等について教育委員会に伝えたいことがありましたらと、この際に、自由に記述することができますので、そこで心理的なことなども把握することができるようにはしておりますが、特にそれを受けたことによる、どういう心理的影響があったのかということを、項目を挙げて取っているという今回の調査ではありません。市町村立学校で行っている調査については、県のフォーマットを参考にしながら、各市町村が実施しているものとなりますので、フォーマットを提示する際に検討させていただきたいと思います。

常陸委員　　体罰と不適切な指導ですと、不適切な指導の方が今、割合としては高くなってきていて、なかなかそこの部分の、もう少しどのような影響があったかといったところは、調査のところでも、今後、自分でこういう被害があったとなかなか言葉にできなかったりする回答者の方もいらっしゃると思うと、項目としても提示してあげることも、また実態把握にはつながるかなということでコメントさせていただきました。

子ども教育支援課長　　はい。ありがとうございます。先ほどの説明の中で、体罰について、その他ということでは、質問の「６」と申し上げましたが、不適切な指導については「質問５」のところで、回答することができるようになっております。今のご助言もいただきながら検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

下城委員　　追加でよろしいですか。重要な指摘だと思います。これまでも体罰の範囲というのは盛んに、ここでも議論してきたと思います。それが大きく、時代とともに広がっていっているという。要するに、傷つけることに対して、かつての世代が考えていたような、身体的な、げんこつで教えるとかというのではなくて、言葉、精神的なものも含むというふうに、時代がどんどん変わってきていますということから言うと、質問の、だんだん後の方まで行くとそういう不適切なというところで事例が出てくるというのでは、遅いと言えば遅いので、冒頭の体罰等の調査の「等」というところに少なくとも、等に全部含めてあるというのがこっちの、作った側の理解なのだと思うのですけど、読んだ人が必ずしもそう思うとは、受け取れない。これ体罰の調査だから違うよねという、うちが受けたのは不適切な指導だから、言葉だから少し違うかもしれないと思ってスルーしてしまうということが出てくるかもしれないので、せめて「等」、カッコ「精神的なものも含む」とか、「言葉的なものも含む」とかという補足を入れるぐらいはした方が、アップデートなのではないかなと思いましたので、ご検討よろしくお願いしたいと思います。

笠原委員　　今、下城委員がおっしゃったのは、14/19ページの「質問１」のところで、「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」、「Ⅳ」と分かれていて、不適切な指導として、「（人格を否定するような暴言や、物を投げつける等の行為）」という説明はついているわけです。神奈川県として、体罰の部分と不適切というところを重要視して、体罰に至らない状況を作りたいということで、不適切というのは、あえて調査項目に入れていただいたわけです。そもそもの括りの中で、一番最初に体罰等の等のことを規定して調査をしてほしいという理解。

下城委員　　そうですね。体罰という言葉自体が古くなっているということです。体罰はさすがにもうないという、この体罰調査が始まったのはもうずっと以前だと思いますので、そういうことが実際に身体的暴力が、教育の名の下で振るわれてた時代だと思いますので、それがなくなっていて、だけどそれに代わるものとして言葉の暴力、不適切な、というのが、現に起こっているものも、そのアンケートとしては拾いたいとすれば、体罰を冠、頭に出しての調査ということ自体がもう古くなっているのかもしれな

い。そういうことも含めて少しご検討いただけないですかという、そういう意味です。

笠原委員　　どうですか。

学校支援課長　はい。やはり子どもたちにとって、学校は安心、安全な場でないといけないというところで、やはり冠の、この表題とか、体罰という形ではなくて、やはり学校が安心できるところかどうかという、心理的安心というところも確認するようなところで、体罰というと、やはり肉体的に限定されていってしまうような少しバイアスがかかってしまう可能性もあるので、そういったところも広く拾えるような形での表現を工夫しながら検討していきたいと思います。

下城委員　　検討をお願いしたいと思うのですが、その時代に対して早い、遅いというのはあると思います。体罰ということを残した方が、より根絶に前向きに働くということはあると思います。一つ例を出せば、かつて男女共同参画といった時に、女性たちにきちんと配慮しなくてはいけないのだというのが多様性という言葉に変わりましたよね。そうするとより広げたわけなのだけど、女性はまた二の次なの、みたいな声が一方で現場で不満で上がったということもありますので、言葉の選び方、チョイスの仕方というのは非常にデリケートな問題だと思いますので、今の時代に体罰という言葉を残した方が、おっしゃったように、教育の現場が安全になるというのであれば残すべきだし、いやもう体罰ではピンとこないという保護者の方、あるいは教員も増えてきたというのであれば、順次変えていくということは考えなくてはいけないだろうし、という。そうしないと、このアンケート自体がだんだん数字は少なくなっていって、無事対策できましたみたいな、安心材料にはなるけど、もう機能してないというようなことにもなりかねないということも出てくるでしょうから、ということを含めて少し検討される時期でもあるかもしれないということでお願いしたいと思います。

笠原委員　　やはり一つの抑止力だと思うのです。こういう調査があることが時代の流れの中で、確かに少し的が外れているようにも見えるのだけれども、決してゼロになっているわけではないわけです。常にそういった状況がある、いつ何時、どういう状況によって、それが表に出てくるか分からないという状況が常にあるわけですから、抑止力として、この調査をどう使っていくかということはすごく重要かと思うので、今課長がおっしゃったように、心理的な安全の場であるという学校を担保していくために、セクハラもそうですし、これもそうですけれども、そういう調査を続けていくときに、時代に合った視点と、同時に、今の時代の中ではそれが顕在化していないけれども、そういう危険性を常にはらんでいるという認識のもとで、どういう枠組みにするかというのはその都度アップデートはしていく必要があると思うので、そういう視点でお考えいただけるとありがたいと思います。

下城委員　　他はいかがでしょうか。吉田委員、いかがですか。

吉田委員　　下城委員の意見、あるいは笠原委員の意見等々、そのとおりだなと思って聞いていました。体罰という言葉自体を一括りにしていろいろやっているよりも、何となく思いつきから言うと、「不適切な教育指導（体罰等）」というのは、そういったような調査、内容のほうがいいのかな。そして数年後にはこの「（体罰等）」というのが無くなった形での調査に変わっていくのがいいのかなと勝手に思ったりもしたのですけど。どうしても私、いろいろなこういった教育現場と、病院の状況といろいろ比較して考えてしまうのですけど、我々で言うと体罰ではなくて、患者さんの拘束で入居者さんの拘束、縛ったりする、そういったことのイメージで思うのですけど、その拘束には三つある。フィジカル拘束、実際、拘束帯で縛ったり、点滴している時に抑制する時に腕を動かさなくしたりするとフィジカルロックというのですよね。そしてもう一つはドラッグロック。薬を使って必要以上に鎮静化させるというようなことをもう一つ。そして最後にもう一つ大事なこととして、スピーチロックということがある。言葉による拘束ということがある。だからそれはある意味での不適切な発言で、スピーチロックというのは、ほとんどの医療者、介護者等々が気がついていないで、だから悪いと思わないでやっているということ。それが一番問題化されるのであって、今、先ほど言う不適切な発言として「ふざけるな」とかと言ったこと、おそらく言った側はそれほどの問題、ハラスメントではない、体罰に当たらないと思っている。そういったことが多少問題なのかなというようなことを感じています。ですから、いろいろな意味において、これから時代の流れとともに、そういった体罰、あるいは不適切な教育指導方法を考えていかなくてはいけない。一つだけ私が今、この施設によって介護のプロの話を聞くにあたって、一番感じていることを一つ紹介させてください。ちなみに私らが病院にいて、あるいは患者さんとしてもそう思わなかったと思うのですけど、「ご飯食べなければ点滴になるからね。きちんと頑張って食べてよ」、「水分取らなければ点滴しなくてはいけないから、きちんと水分飲んでよ」というような形。当たり前のことを言っていて、当然だと思って、何ら悪いことだと思わないし、患者さん、家族もそれは何も思わなかった。でも今の介護の現場にしてみると、それが不適切介護なのだ、ということを言われる。何でですか、と私が言うと、だって脅迫ですよ、何とかしなければ何とかする、というものの言い方自体が脅迫なのだ、というような形で、こうやって、なるほど、いろいろなような形で、角度を振れて勉強すればそういったこと、確かにそのとおりだなと思う。ですから、ある意味でのこの、体罰等々に関しましても、スピーチロック的につながらない、当然殴る蹴るは誰が見たってそうでしょうけど、何でもないこれが体罰、これが不適切教育、といったことを少しずつ少しずつ、やはりまとめていく必要があるのかなというようなことを感じたところです。以上です。

下城委員　　はい。他にいかがでしょうか。よろしいですか。では、ご質問がないようでしたら、次に、日程第１の定教第13号議案に移ります。

ただいまから、非公開の会議に入りたいと思います。

会議規則第35条第２項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監（働き方改革担当）、教育参事監（学校教育担当）、総務室長、指導部長、企画調整担当課長、管理担当課長、高校教育課長を指定

します。

（10時20分非公開の会議に入り、12時03分公開の会議に戻る）

教育長　　以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

＜非公開会議審議等結果＞

日程第１

定教第13号議案

- 高校教育課長から説明の後、質疑を行った。
- 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第14号議案

- 教職員企画課長から説明の後、質疑を行った。
- 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第15号議案

- 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第16号議案

- 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第17号議案

- 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第18号議案

- 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第19号議案

- 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第20号議案

- 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- 全委員異議なく、原案のとおり決定された。